

Title	支那と関税問題 (二)
Sub Title	
Author	阿部, 秀助
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1917
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.11, No.5 (1917. 5) ,p.612(32)- 624(44)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19170501-0032

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

支那と關稅問題 (二)

阿 部 秀 助

二

吾人は前章に於て、田賦即ち地租が支那の將來にとりて好個の財源たるを指摘せり、只だ此財源をして事實上有效なる結果を齎らさしむる爲めには、清丈即ち土地整理を必要とする結果、借すに十有餘年の歲月を以てせざる可からず、斯くの如きは支那財政目下の困窮を救ふに足らず、又、同國財政上第二の地位を有する鹽稅の如き、最近其成績の顯著なるものあるも、然かも之れが收入の過半は吾人が曩きに述べたる如く外債の擔保に供せらる、以上の状態は吾人をして勢ひ、田賦及鹽稅に次いで同國財政上主要なる意義を有する關稅を考察するに至りし理由なりとす。

支那に於ける關稅の歴史は千八百四十二年八月二十九日を以て締結せられし南京條約を中心として、之を前後の二大時期に區別するを得可し。即ち之れが前期にありては、當該官吏が過大の稅率を課して、自己の私腹を肥せしと(一七三五、一七三七、一七四七、一七五二、一七五五、一七六二)の年度に於ける外商の抗議、他面、密輸入の熾んなりし事實はあるも、尙ほ支那其者は關稅に對して自立的決定權を有せり、而して此自立的決定權を奪はるゝに至りし端緒は阿片戰爭の結果として現はれし南京條約にして同條約の第十條によれば總て英國商人が上海以下四開港地に於て定率の關稅と通過稅として更に同關稅率を超過せざる範圍内の料金を支拂し貨物は支那商人によつて支那の各地に輸送せられ更に何等の稅を支拂ふことなきを規定せり殊に千八百四十三年六月二十七日香港に於て締結せられし條約は以上通過稅の規定に就き左の如き制限をなせり即ち「今日現に課せられつゝある率は相當なるものなる故、此率以上は課す可からず」と、而して外人に對して更に大なる割讓を與しは千八百五十八年に於ける天津條約にして、之れと略ぼ時を同ふして、海關なるものが専ら外人の管理に屬するに至れり、即ち之れが原因として

は(一)當時に於ける支那政府が此機關の意義を重要視せざりしこと、(二)當時、歐米に於ける貨物の取引に對して支那政府が無智なりしこと、即ち天津條約によれば別に税關に外人を任用する規定なきも、然かも密輸入其他當時に於ける外商の不正行爲を防遏する必要上、之れが權限を漸次外人に委任するに至れり、(三)歐米諸國の進取的政策にして、此政策は其後、關稅が外債の擔保に供せらるゝに至りし場合に於て更に甚しきを加え、殊に英國の如きは海關の組織或は該局に於ける官吏の任命に對して自由に自己の權力を行爲せしのみならず、同時に海關に關する文書及記録の如き最近に至る迄、一切、英語を以て公布せられしが如き、如何に外國の勢力が此方面に對して大なりし所以を知るを得可し、斯くの如く海關が外人の勢力範圍に屬せしことが自から關稅上に於ける自立的政策を束縛せしと共に支那政府其者も既定の稅率に對して改訂を加えざるを以て諸外國に對する親善の道を全ふするものと心得しが如し、然るに、其後支那其者に於ける國家的精神の覺醒と財政の窮乏とは、從來捨てゝ顧みざりし關稅政策に對して自立的傾向を發生せしむるに至れり、即ち外人の海關に對する權限を制限せんが爲めに、直接之れが統括者

を支那人側より任命せんとせしが如き、或は千九百八年、北京に關稅研究の校舎を設けて専ら支那人にして此職務に従事するものを保護獎勵せしが如き、又千九百九年を以て時の財政部をして、關稅に關する一切の權利を握らしめんとせしが如きは明かに千九百六年以後、支那政府が外人の勢力範圍内にある海關を直接、支配せんとする傾向の存せしことを示すものなりとす、而して此方面に關する現時の問題として吾人の殊に注意す可きもの二つあり、即ち其一は釐金税を撤廢すると共に、千九百二年に於て締結せられし「マツケ」條約の規定により輸入税引上を實施する問題と、他は現存の關稅率をして現實五分稅たらしめんとする問題なりとす。

蓋、支那に輸入せらるゝ外國品に對する課稅中、吾人にとりて注意す可きもの二つあり、前者は外國人の管理せる海關が各港に輸入せらるゝ貨物に課する關稅にして後者は輸入貨物が内地に輸送せらるゝ場合に於て課せらるゝ通過稅 (Trancit duty) なりとす、而して此通過稅は單に海關の徵收する通過稅のみならずして、内地に於て課せらるゝ通過稅及落地稅(貨物到着地にて課せらるゝものにして、曩き

に發布せられし江蘇落地稅徵收章程によれば落地稅々率は消耗品を除く外從價五分稅の半分を納稅せしむることゝなれり)を包有するものにして、只だ此課稅たるや、從來規定せられし條約面の文字の不透徹なると之れが手續の不規則、複雑なると、支那及外國兩方面に於ける商人の不正行爲によりて、屢々支那官憲と外國方面との間に困難なる問題を惹起すに至れり、例者、吾人が曩きに掲げし南京條約第十條即ち

And the Emperor further engages, that when British merchants shall have once paid at any of the said ports the regulated customs and dues, agreeable to the tariff to be hereafter fixed, merchandise may be conveyed by Chinese merchants to any Province or city in the interior of the Empire of China, on paying a further amount as transit duties, which shall not exceed... per cent in the tariff value of such good, (Chin Chu, The tariff problem in China, p. 27)

の文面中に於て、to any province or city とありて、into any province or city となきは、從來屢々議論の發生せし點にして、其他支那人對外國人取引上、前者が自國に於ける正當なる税金を免れんが爲め外國人の商號を利用するが如き、或は何等の業務を有せざる外國人にして虚偽の行爲を掲げて支那人をして不正の業務を營ましむる

が如き或は曩きに英米兩國公使が浙江省當局者の課稅に對して條約違反を以て抗議を提出せしが如き何れも斯くの如き稅種の存するに起因するものなりとす、而して以上の弊害を打破せんとする努力は既に今を去る十五年前即ち千九百二年九月五日(光緒二十八年八月四日)上海に於て締結せられし英清改訂條約一名「マッケ」條約の吾人に示す處にして、當時對支貿易上最も大なる勢力を有せし英國は以上の惡弊を根本的に排除するを以て自國商品の發展上最も必要なる事項なりと信じ「サー、ジェームス、ライル、マッケ」(Sir Jas. L. Mackay)を特別委員となし支那政府側の呂海寰、盛宣懷等と會見せしめ、其結果、同條約の締結を見るに至れり、而して此條約に於て最も必要なる點は第八條にして、其中には「釐金局及通過の貨物に課稅する他の稅務處を廢止したる後に於ては、何等の形式を以てし、又は何等の名義を以てするを不問、再び此種の徵稅機關を復活せざること、又、如何なる場合に於ても外國輸入品に對する附加稅は千九百一年九月七日清國と列國との間に調印したる最終議定書に規定せる輸入稅(五分)の一倍半を超過せざること、而して輸入稅及附加稅を納付したる外國輸入品は其清國臣民の手にあると、外國臣民の手

にあるとを問はず、又、包装の原状を存すると否とを問はず、全く總ての課税より免除せられ、又、検査拘留を受くる事なかる可き事、外國に輸出する支那の生産物に課す可き税率は何等の事情あるを問はず、從價七分五厘を超過せざることなりとす」(Chin Chu, The Tariff Problem in China, p. 44)とあり、而して此條項が將來の關稅問題に對して提供せし事實は(一)支那は輸入附加税 (Import Surtax) の支拂をなしたる外國品に對し全然内地税 (Inland tax) を廢止する手續をなすこと、(二)英國は支那が以上の改正をなすに同意し、且つ之れが援助を承諾すること、(三)從價七分五厘の附加税を支拂ふことは不條理にあらずして、英國の貿易は之れが負擔に堪ゆることなりとす、以上支那政府は英清改訂條約によりて英國に對し海關稅引上の權利を有するに至りしも、然かも此權利を實現する爲めには先づ之れが前提として所謂釐金稅撤廢なる義務を遂行せざる可からず、然かも之れを遂行する爲には先づ之れが豫件として、次の如き諸點を考案せざる可からず、即ち(一)普通「釐金」を稱せらるゝものには如何なる課税を包有し、且つ廢止す可きは何れの税なるや、(二)以上の結果として當然減少す可き支那政府の收入は果して如何にして補充せられ可きか、(三)右

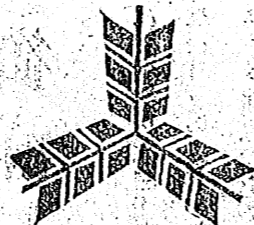
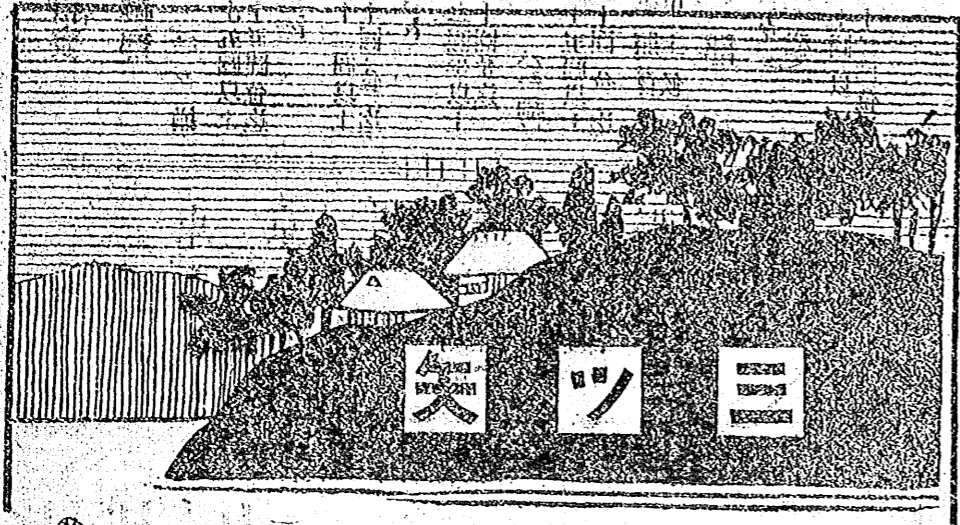
補充に關し、外國貿易は果して如何なる點迄正當に負擔す可きものなるや、の問題なりとす、以上の問題中、支那内地に於ける釐金局が課税せる貨物、には凡そ次の如きものあり、即ち其第一は外國方面より輸入せらるゝ貨物、第二は(1)外國へ輸出の目的にて通商口岸開埠地若くば鐵道區域に移送せらるゝ貨物、(2)生産地より全然遠隔の地に在る支那人の消費し若くば使用する支那生産物にして第一種の貨物に對しては之れが輸入せらるゝ場合に附加税を課し、以て、内地税廢止より生ずる損失を償ふとなすも、第二種の税に對しては果して如何なる方法を以てす可きか、此點に關して、曩きに上海に催されし二十一省商會より成立せる聯合會は之れが補救方法として國內消耗品、外國輸入奢侈品を相當に課税するによりて、之れが解決をなし得可きを以てせり、即ち國內に於ける酒其他綢緞、煙草等より得らるゝ總額は約一億九千萬兩にして釐金により失ふ所の五千萬兩を補ふに尙ほ餘りありと云ふにあり、而して以上の如くすれば談甚だ容易なる如きも、然かも、事實に至つては必ずしも然からず、蓋、釐金なるものは各省の請負税にして、各省は先づ之れよりて其地方費の補充をなし、其殘部を北京政府に送付し中央財政の用度に供せし

ものなり、而して之れが稅率に至つては各省必ずしも一ならず、最近、民國新報の傳ふる處によれば江蘇省は從價の約百分ノ二、安徽省は約百分ノ一、四川省は約百分ノ一、二、湖北省は百分ノ二、浙江省は百分ノ二、福建省は約百分ノ三、となれり、然かも、一面に於て之れに従事する官吏は其間種々の私曲を逞し得る機會あり、故に之れを廢止するに於ては勢ひ彼等の多くをして收入の途を斷たしむる結果、彼等は極力之に反對するに至り、基礎の薄弱なる現時の北京政府は到底之れを實現するに能はざるに至る可し、斯くて參政院が民國三年、政府に對する財政質問に於て「釐金は惡稅なり」と雖ども現今の事情にては急に撤廢するを得ずとせしは此間の消息を洩らせるものなりと信ず、尙ほ最近、中華新報の吾人に報ずる處によれば北京政府は臨時國際政務評議會なるものを組織し熊希齡及張嘉霜の徒をして關稅改正問題を考究せしむと、果して如何なる斷案を得るに至る可きか、吾人の知る能はざる處なるも、恐らく此釐金し撤廢は近き將來に於ては不可能のとなる可し、斯くて吾人の問題は第一の問題より轉じて第二の問題即ち「支那は果して現行關稅率の爲めに實際上幾何の損害を蒙りつゝありや」の問題を考察せざる可からず、蓋

支那其者にありて輸入稅は十年以上、輸出稅は五十年以上、稅率の改訂を見ざる結果として、其間少からざる不合理の點發生するに至れり、例者千八百六十九年に締結せられし露國との陸境貿易に關する協定第五條によれば露國商人は、露國の貨物に對して天津にて進口正稅(輸入稅)を納付し、而して此稅は各國の稅則上協定せられしものより更に三分ノ一を減じたるものにして、又、張家口迄輸入し同處に存置するものは同處にて同一の進口正稅を納付す可しと規定せるも、然かも斯くの如き特別なる割引は數百哩を駱駝によりて貨物を輸送せし當時にあるは必要なりしならんも交通機關の發達せる今日に於て之れを適用せんとは眞に正當なる理由として認定すること能はざる可し、又、千八百八十七年に於ける東京雲南間の陸上貿易に對する規定の如きも雲南の省城迄鐵道の開通せる今日に於ては減稅の理由とならず、更に千九百一年を以て開始せられし關稅改正の談判に於て輸入稅率の協定が、支那の商況上、最も不利なりし前三年間の平均價格に基づきてなされしことは其後協定價格と市價との間に著しき差違を見るに至れり、今、歐洲動亂前、上海海關稅務司が北京政府に呈せし報告書により各輸入貨物の市場に於ける

第十一卷 (六二四) 論 說 支那と關稅問題 第五號 四四
 て、困窮の状態にある現時の支那財政にとりて決して輕々に閑視すること能はざる點なりとす。(未完)

(む望を記附御旨る依に告廣誌雜會田三は節の文注御へ主告廣)



サイダー
 平野水
 紀念飲料
 コロリーナ

三ツ 矢の三大特色

一 御料品製造

の特別なる恩命を拜受せる事

一 天然炭酸瓦斯

純良にして豊富なる天然炭酸瓦斯噴出する事

一 胃腸、糖尿、腎臟、氣管、婦人病

に特効ある

以上

の三大特色は他の清涼飲料水にはありませぬ

三ツ矢サイダー製造元
 三ツ矢平野水

帝國鑛泉株式會社